

補助率は工事費の5分の1
最大20万円を交付します



鞍手町のコミュニケーションマーク

中古住宅リフォーム補助金のご案内

鞍手町では、移住定住を促進しつつ、空き家の流通を促すため、町内に転入し、中古住宅を取得してリフォーム工事をした方に、リフォーム費用の一部を補助しています。

補助金の交付額 リフォーム工事費の5分の1（上限20万円）

補助金の交付対象となる方は、以下のチェックリストのすべてに当てはまる方です。申請を検討されている場合は、チェックリストを確認の上、お手続きください。

チェックリスト（1つでも当てはまらない項目がある場合は交付対象外となります）

- 令和5年4月1日から令和8年3月31日までに町外から転入した世帯であり、世帯員全員が鞍手町の住民基本台帳に記録されている（住民票がある）
- 鞍手町の住民として3年以上居住する意思を持っている（定住する意思がある）
- 令和5年4月1日以降に一戸建て中古住宅を取得した（購入のほか、相続・贈与による取得を含む）
- 取得した中古住宅は登記済である
- 取得した中古住宅のリフォーム工事が完了している
- 入居日またはリフォーム工事完了日のいずれか遅い方の日から6か月が経過していない
- リフォーム工事費は20万円以上である
- リフォーム工事費の支払いに、鞍手町プレミアム付地域振興券を使用していない
- 世帯員全員について鞍手町に納める税金等に滞納がない
（税金等には、税金のほか、保育料、上下水道料金など町に納めるすべてのお金が含まれます）
- 世帯員全員が暴力団もしくは暴力団関係者ではない
- 過去にこの補助金の交付を受けていない

次の工事等は補助金の交付対象外となります

- 外構工事
- 車庫設置（カーポートを含む）
- 倉庫設置
- 移築
- 増築（風呂やトイレの増築を除く）
- 電化製品の購入・設置

※リフォーム工事は、**居住部分において経年劣化した性能や機能を回復させるもの**であるため、上記はそれに当てはまらないものとして対象外としています。

交付対象となるかどうか不明な場合は、ご相談ください。

（裏面もご覧ください）

■申請方法

①～⑨の書類を準備して、鞍手町へ申請してください。

- ① 鞍手町移住定住促進中古住宅リフォーム補助金交付申請書★
- ② 世帯員全員の住民票謄本
- ③ 取得した住宅の登記事項証明書（コピー不可。申請日前3ヶ月以内に発行されたもの）
- ④ 工事契約書（契約内容が確認できる書類）
- ⑤ 見積書
- ⑥ 住宅の間取図（間取りを確認できるもの。コピー可）
- ⑦ リフォーム工事費の領収書の写し（銀行振込の場合は、振込実績を確認できるもの）
- ⑧ リフォーム工事の実績が確認できる写真
- ⑨ 補助金の振込先として指定する金融機関口座を確認できるもの（申請者名義の通帳の写し）

※住宅を共有名義で所有している場合は、どなたか1名を申請者としてください。

（他の所有者は世帯員となります）

※上記以外にも必要な書類を求める場合があります。

※★印のものは、役場まちづくり課 まちづくり戦略係で受け取るか、鞍手町ホームページからダウンロードしてください。

■申請期間

入居日またはリフォーム工事完了日のいずれか遅い方の日から6か月以内

■申請先

鞍手町役場 まちづくり課 まちづくり戦略係（役場2階）

役場開庁日の午前8時30分から午後5時15分まで（郵送でも構いません）

■補助金交付までの流れ（申請から交付までに1～2か月かかります）

- ① 申請書類を確認し、交付対象となるかどうかを鞍手町が審査します
- ② 交付対象となった方に「交付決定通知」を送付します
（審査の結果、交付対象とならなかった方には「交付却下通知」を送付します）
- ③ 交付決定後、鞍手町から補助金を交付します（銀行振込）

**中古住宅リフォーム補助金を受け取るには条件があります。
申請の前に交付対象となるかどうか必ずご確認ください。**

● お問い合わせ先 ●

鞍手町役場 まちづくり課 まちづくり戦略係

〒807-1392 鞍手町大字中山3705番地 ☎ 0949-42-2111（内線311、312）

鞍手町ホームページ <https://www.town.kurate.lg.jp>